

公文類集第六十八編

昭和十九年

卷六十八

軍事門_二

防空
徵發

国立公文書館

分類

配架番号

2 A

13

類 2866

公文類集 第六十八編 六十八

軍事門 二

防空

三 二 〇 令	二 一	二 三	二 四	二 五	二 六	六 六	關 機
昭和十八年法律第百四号防空法中改正法律施行期日ノ 件ヲ定ム	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
防空法施行令中ヲ改正ス	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
防空法朝鮮施行令中ヲ改正ス	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
防空法台湾施行令中ヲ改正ス	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
關東州防空令中ヲ改正ス	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
防空法變十施行令中ヲ改正ス	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
南洋群島防空令制定ノ件ヲ定ム	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
決戦非世措置要綱ニ基ク工務防空強化対策実施要領ヲ 定ム	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
緊急地下建設部隊ノ編成及運用ニ關スル件ヲ定ム	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ	ハ
	一	二	三	四	五	六	七
	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四
	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一
	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八
	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五
	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二
	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九
	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六
	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三
	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇
	七一	七二	七三	七四	七五	七六	七七
	七八	七九	八〇	八一	八二	八三	八四
	八五	八六	八七	八八	八九	九〇	九一
	九二	九三	九四	九五	九六	九七	九八
	九九	一〇〇	一〇一	一〇二	一〇三	一〇四	一〇五

二 内閣総理大臣官房総務課

勅令
六六三
閣議

防空法台灣施行令中ヲ改正ス	一三二二	公布	一〇
空家ニ関スル防空強化対策要綱ニ関スル件ヲ定ム	一三二二	指令	一一
燈火管制強化対策要綱ニ関スル件ヲ定ム	一三二九		一二

徵 発

律令
台湾発令中ヲ改正ス

五三 指令 一三

内甲七〇〇

七九 一五

昭和十八年十二月三十一日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

大東亞大臣

岸

國務大臣

内務大臣

司法大臣

農商大臣

大 麻

大藏大臣

文部大臣

軍需大臣

後 藤

陸軍大臣

厚生大臣

運輸通信大臣

藤 原

別紙内務陸軍海軍三大臣請議昭和十八年法律第百四號防空法中改正法律施行期日ニ關スル勅令制定件

法制局